

令和5年11月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和5年11月24日(金)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 3階 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 岡田治美 委員 湯原敦子	欠席者 委員 小林和裕
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課長補佐、学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	報告第23号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について 議案第45号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第46号 令和5年度阿見町一般会計補正予算案(教育費)について 令和5年11月教育業務報告及び12月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和5年11月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、10月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願ひします。	
事務局	それでは審議事項に入ります。まず、報告第23号について、事務局より説明をお願いします。  ○報告第23号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について 資料1ページをご覧ください。阿見町青少年相談員2名について、年度途中ですが新たに委嘱を専決させていただきました。10月に行われた「さわやかフェア」において、青少年相談員の活動啓発ブースを設けたところ、ご賛同いただいで加わっていただくことになりました。 報告は以上です。	

教育長	ただいま事務局より、報告第23号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	以前も議題に上った話だと思いますが、相談員の居住地区によって構成人数のばらつきがすごくあると思います。現在も地区に関係のない活動が大半なのではないでしょうか。
事務局	相談員の最も大きな活動として青色防犯パトロールが挙げられます。パトロールに際しては自身の地区が分担地域となってはいますが、町内には巡回ポイントがいくつかありますので、全域で活動しています。
委員	基本的には居住地区で、それ以外に全体の巡視もお願いしているということですね。それならば本来は人数にばらつきがない方がよいのではないのでしょうか。
事務局	はい。定員は30名ですので相談員が声かけを行いながら増やしているところですが、どうしても地区に偏りが出ているのは実際問題として生じています。この点も考慮しながら声かけを続けていきます。
委員	青色防犯パトロールの活動は、特定の時期に行っているのでしょうか。
事務局	夏休みや冬休みといった学校の長期休み期間は強化期間ということで、普段より多く実施しています。それ以外は定期的に、月2回程度、当番を決めて行っています。
委員	今回の方は「さわやかフェア」で加わったとありましたが、どういった経緯なのではないでしょうか。
事務局	さわやかフェアは行政活動をPRする町全体の啓発イベントです。生涯学習課としても青少年相談員と人材バンクのブースを出展して、活動の紹介や啓発グッズの配布、アンケートなどを行いました。その中で、相談員活動にご賛同いただいた方が加わっていただけることになりました。
委員	声かけをする中で2名の方が承諾してくださったということですか。
事務局	特別こちらから勧誘したということではなく、向こうから活動への参加の話をしてくださったようです。

委員	構成員の年齢層を見ていると比較的年齢の高い方が多いように思いましたが、今回の2名はかなり若い方ですので、そういった啓発活動の中で若返りを図っていただけたらなと感じました。
事務局	事務局としてもそれを目指しています。
委員	青少年という名前が付いた団体が、各公民館やふれあいセンターにもありませんか。
事務局	ふれあい地区館に青少年育成部会があります。
委員	これらの連携は特にしていなかったでしょうか。
事務局	はい、積極的な連携はしていません。同じ方が役員として務められているということはあるかもしれません。
委員	定員も決まっていますので、1名しかいない地区などは増やしていただきたいと思います。
教育長	他に質問がないようでしたら、報告第23号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第23号については承認されました。次に議案第45号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第45号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 別紙資料をご覧ください。個人情報となりますので、終了後に回収いたします。 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。 今回は令和5年度の年度途中認定分で、準要保護児童生徒認定1名となります。 説明は以上です。認定をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第45号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

	<p>ないようでしたら、議案第45号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第45号については承認されました。 次に、議案第46号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第46号 令和5年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>資料5ページをご覧ください。令和5年第4回阿見町議会定例会に提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。</p> <p>歳出について、教育費全体では増額補正になります。教育総務費の事務局費が減額、小学校費の学校管理費が増額、中学校費の学校管理費が増額、社会教育費の社会教育総務費と公民館費が増額、図書館費と予科練平和記念館費が減額、保健体育費の保健体育総務費が増額、学校給食費が減額となります。</p> <p>学校教育課としては、事務局費で職員給与や手当の余剰のため減額補正、学校管理費で各校の電話代不足や学校備品購入代の不足のため増額補正を行います。</p> <p>生涯学習課としては、社会教育総務費で職員の時間外勤務手当の不足と放課後子ども教室の電話代不足のため増額補正、保健体育総務費でスポーツ大会出場補助金の不足のため増額補正を行います。</p> <p>中央公民館としては、公民館費で職員の時間外勤務手当の不足や電話代不足、都市ガス代不足、土地購入費のための増額補正を行います。</p> <p>図書館としては、図書館費で職員手当の余剰による減額補正を行います。</p> <p>給食センターとしては、学校給食費で職員手当の余剰による減額補正を行います。</p> <p>予科練平和記念館としては、予科練平和記念館費で職員給与や手当の余剰による減額補正を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第46号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>電話代の不足による増額補正が沢山ありますが、これらは今までも補正予算で増額要求をしていたのでしょうか。</p>
事務局	<p>例年は3月補正予算で増額要求をしていましたが、今回は12月補正予算で対応しています。</p>

委員	<p>毎年電話代が不足しているということでしょうか。毎年なのでしたら当初予算をもう少し増やした方が本来の形かなと思います。これほど全て増額というのは何かあったのかなと思ってしまいましたので。</p>
委員	<p>学校によって金額のばらつきもありますね。電気料金のように単価が上がったということもあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>電話代については特に値上げなどは生じていません。</p>
委員	<p>電話に関しては、数年前に留守応答機能付き電話を導入してからは夜間の電話対応も減少していると思います。どういった理由で不足してしまっているのかは多少気になるところですが。</p>
事務局	<p>例年、同程度の補正をしていますので、今年度だけ特別に増えたということではないようです。</p>
委員	<p>わかりました。それであれば、当初予算できちんと必要額を要求していただくようお願いできればと思います。</p>
委員	<p>スポーツ大会出場補助金の件で、町内私立高校の全国大会出場に伴って支出するようですが、これはお祝い金としての意味も含まれていますよね。お祝い金であっても教育委員会が支出するべきものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>町の予算から支出しますし、担当課は生涯学習課となりますので、支出元は教育委員会からという形になります。</p>
委員	<p>この補助金は他の高校であっても含まれますよね。</p>
事務局	<p>はい。対象者が個人や団体で支出区分は異なりますが、高校だけではなく一般の社会人も含まれます。今回は高校女子サッカーの全国大会出場が決まったということで、大きな補正額となりました。</p>
委員	<p>この補助金は交通費と宿泊費を補助するためのものですよね。お祝い金という主旨のものであれば町長が支出するべきものだと思ってしまうのですが、生涯学習課が関係するというのが少し不思議に感じます。</p>
事務局	<p>支出の内容としては補助金という形で、かかった経費のうち交通費と宿泊費の補助をするというものです。補助金には上限がありますので、例えば国内大会に団体出場した場合の上限は15万円となっています。</p>

	<p>これまでも高校野球の甲子園出場で交付していますが、お祝い金としてはそれでは低い金額になりますので、町長が定める金額としてそれ以上の支出を認めています。</p>
委員	<p>この補助金は阿見町の代表として出場する場合に交付するものということも書かれていたかと思いますが。</p>
事務局	<p>はい。ただしオリンピックやパラリンピック、全国高等学校野球選手権大会などに出場する場合はこの限りではないとしています。</p>
委員	<p>補助対象者についても、町内に住所がある者又は町内に所在する事業所に勤務する者とあります。学校にではなく個人として、阿見町に住所がある学生に出すというのが補助金の趣旨ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらについても、町長が特に必要と認めるものは補助対象者として行うことができます。別表を超える場合の補助額については、毎回、町長と相談の上で決めています。現行では宿泊費と交通費の補助という名目になっていますので、大会の内容や種目に応じた奨励金のような形で、一律いくらという決め方にするのを検討しています。</p> <p>昨年12月の教育委員会定例会で本要綱の一部改正を行い、高校サッカーの全国大会についても別表の限りではないものとして加えています。</p>
委員	<p>サッカーと野球の違いがどうのということではなく、町に住所がある者が選手として全国大会に出場する場合に補助金を出すのは教育委員会でよいと思いますが、町内私立高校と町との連携という部分があるとしても、生涯学習課が補助金を出すことが不思議に感じるのは。町の代表として出るということであれば、町に登録している団体が全国大会に出場した場合であればよいと思いますが、私立高校は登録団体ではないですね。</p>
事務局	<p>はい。ただ、町にある高校ではありますので。</p>
委員	<p>選手の中に阿見町の方がいるなら別ですが、例えば選手が全員県外から来ていて、そこに対して補助金を出すというのは、お祝い金として町長が出すのであれば理解できますが、正式なルールにない形で補助金を出すのはどうなのかなと思いましたので。</p> <p>要綱に沿って交付するのでしたら、町にある学校という内容も入れてしまったらよいと思うのです。</p>

事務局	現在、要綱の見直しを行っています。その中では、町内にある学校と近隣市町村の学校を区別して、こういう大会に出場した場合はいくらというような整理を進めています。団体と学校の違いが出ないようにします。
委員	その方が良いと思います。要綱を読んでいる限り、選手に対して補助金を出すという趣旨のものでありますので、学校に対して出すのであれば教育委員会からの補助金ではないのではという気がするのです。
事務局	委員がおっしゃることはごもっともだと思います。出す項目がないために、この要綱に合致させて甲子園に出場した場合などに交付しているのが現状です。要綱が合っていないのも事実ですので、現在整理しています。
委員	全国大会で阿見町の名前が出ると宣伝にもなりますので、援助をするのはよいと思います。ただ、きちんと要綱に合わせた形でやっていただきたいと思います。
教育長	要綱を直さなければならないことは以前から指摘されてきました。その中で、野球だけではなくサッカーでも全国大会に出場することができるようになり、大変嬉しいことですが実態に追い付いていないのが実情です。しっかりと直していきたいと思います。
委員	実際、教育委員会から支出するものなのではないでしょうか。町の宣伝という意味合いであれば、町長付きの部署がお祝い金としての規程を作っていたらいいのではないかと感じますが。
事務局	その辺りの考え方も整理して、これは町の補助金適正化委員会にもかけられますので、整理していきたいと思います。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第46号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第46号については承認されました。 次に、令和5年11月教育業務報告及び12月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	○令和5年11月教育業務報告 1日君原小創立記念日、市町村教育長会議、臨時校長会、2日計画訪

<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>問（竹来中）、地震対応訓練、合同研修会閉校式、4日阿見中創立記念日、5日子育連バドミントン大会、6日牛久地区被害者支援連絡協議会、7日町長表敬訪問、9日計画訪問（第二小）、10日町校長会（第二小）、11日教育の日講演会、12日地区親善ソフトボール大会、13日学校閉庁日、SDGs推進本部会議、14日あいさつ声かけ運動、要保護児童対策協議会、町教頭会、15日あいさつ声かけ運動、16日町教育支援委員会、19日本郷小創立記念日、芸能発表会、20日政策調整会議、賀詞交歓会実行委員会、21日町教務主任会、24日教科用図書採択地区協議会、教育委員会定例会、26日SDGs講演会、人権教育講演会、28日犯罪被害者週間街頭キャンペーン、町議会全員協議会、29日定例管理職会、30日第二小創立記念日、あさひ小創立記念日</p> <p>○令和5年12月教育業務予定 3日町民マラソン大会、5日町議会定例会開会、6日町議会一般質問、7日町議会一般質問、町教育支援委員会、8日民生教育常任委員会、10日チャリティ舞踊発表会、12日町史編さん委員会、13日町校長会、15日町長表敬訪問、19日町議会定例会閉会、全員協議会、21日教育委員会定例会、27日学校閉庁日、28日学校閉庁日、御用納め</p> <p>ただいま事務局より、11月教育業務報告及び12月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>（その他協議事項、連絡事項については下記のとおり）</p> <p>他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
<p>事務局</p>	<p>○次回の教育委員会 12月教育委員会定例会 令和5年12月21日（木）午後3時30分</p>
<p>閉会</p>	<p>午後4時30分</p>

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己